

空き家・空き地の適正な管理をしていますか？

近年、老朽化した危険な空き家や、管理されていない空き地などが、全国的に社会問題となっています。昨年、実態調査を行った結果、市内でも1600件を超える空き家などが確認されています。これは、前回調査を行った平成28年から2割以上増加した数になります。空き家の中には、適正な管理が図られていない事例が多くあります。地域の皆さんの生活環境に影響を及ぼさないよう、十分注意してください。



詳しくは、**本政策創造課(☎2401)**へ。

台風・夕立ちなどに備え 空き家を管理しましょう

夏は草木が生い茂り、夕立ちや台風で激しい風雨に見舞われる季節です。

空き家の場合、破損した樋や部材などが強風で飛散したり、空き家の敷地内や管理されていない空き地の樹木や雑草が繁茂し、隣地や道路にはみ出すことで、安全な環境が保たれない状況となります。

空き家や空き地は、定期的に点検し、手入れをしましょう。

「渋川市空き家バンク」 物件の登録募集中です

「空き家バンク」とは、市内にある売却・賃貸希望の空き家の情報を市のホームページ上に掲載し、利用希望

者に物件情報を提供するものです。

「売りたい人・貸したい人へ」

所有する空き家の売却、賃貸を検討している人は、空き家バンクへの物件登録について相談してください。

「買いたい人・借りたい人へ」

利用を希望する人はホームページなどで物件情報を確認してください。詳細

情報や内覧希望については、担当の不動産業者に直接問い合わせてください。詳細や登録申請の提出書類については、市ホームページまたは窓口で案内しています。



▲空き家バンク
詳しくはこちら

☑空き家管理チェックシート

- 通気・換気 月1回程度空気を入れ替えている
- 通水(給水・排水) 月1回程度全ての蛇口・トイレの水を流している
- 電気・ガス プレーカーやガスの元栓を確認または電気・ガスを止めている
- 内観・外観 定期的に雨漏りや外壁塗装の損傷、木部・鉄部の腐食がないか確認している
- 郵便物 ポストの整理や指定先へ転送手続きをしている
- 庭木・雑草 定期的に剪定・除草し、片付けている
- 荒天災害後の巡回 地震や台風などの後に、被害の確認をしている
- 地域との連絡 地域の人から所有者に連絡が取れる状況を整えている

令和3年度第一回「移住者の集い」を開催します

市外から移住してきた移住者同士の交流や情報交換、市からの情報提供などを行う場として、移住者の集いを開催します。

移住のきっかけや、移住者だからこそ気付けた市の魅力、実際に住んでみて感じたことなど、移住した人同士のネットワークの輪を広げる場として、気軽に交

流することができません。ぜひ、参加してください。

参加料 無料
申込期間 6月8日(火)～18日(金)
※閉庁時間を除く
申込み問合せ先 電話で本政策創造課(☎2401)へ



ドライブマルシェを事前申込制で開催します

ドライブスルー方式による農産物販売を行います。なお、販売数には限りがあり、購入には事前の申し込みが必要です。

とき 7月17日(土)
ところ 市役所本庁舎駐車場
販売品目・金額 旬の野菜セツト(2000円相当)1セツト11000円

申込期限 6月18日(金)
※当日消印有効
申込方法 往復はがきに必要事項を記入し、郵送で農林課へ(抽選)
詳しくは、**農林課(☎2593)**へ。

往復はがき書き方見本

何も書かないでください

〒778001 渋川市石原80 渋川市農林課 (ドライブマルシェ) 係

往復おもと

返信うら

住所

〒 郵便番号

氏名

返信おもと

返信うら

① 居住地(市町村まで)
(例) 渋川市

② 年代
(例) 40代

③ ドライブマルシェを
何で知ったか
(例) 広報しづかわ

④ 今までの購入回数
(例) 3回

⑤ 渋川市の農産物で
思い浮かべるもの
(例) いちご、こんにゃく

空き家活用モデル事業の 募集期間を延長します

市は空き家を改修し、新たな交流の場とすることで、渋川の魅力を再発見し、移住定住の促進や地域交流の拠点のモデルとなる事業に対し補助金を交付します。

4月15日から受け付けていたますが、申し込み期限を7月15日(木)まで延長します。

詳しくは、**本政策創造課(☎2401)**へ。

補助対象の事業

- ① 移住定住する人や交流・関係人口の増加につながる
- ② 地域の魅力発信・コミュニティの形成・地域経済の活性化につながる

※営利・非営利は問いません

補助対象の物件

- ① 3全てに当てはまる物件
- ② 補助金の申請をしようとする人が所有・賃借・取得した市内の空き家であり、対象物件の所有者が本事業の応募に同意している
- ③ 補助対象となる工事が、国、地方公共団体またはその他団体からの補助を受けていない

③ 政治活動または宗教活動を目的とした施設でない

補助対象者

- ① 当該改修工事を市内に事業所など所在地を有する法人・個人事業主、もしくは自身で施工する
- ② 補助金の交付後、3年以上継続して補助対象物件を利用する意思がある

補助対象経費および補助額

- ▽補助対象経費 Ⅱ 資材費、改修工事費、設計委託料、撤去処分費、その他個人消費的経費を除く費用
- ※消費税および地方消費税額に相当する金額は対象外
- ▽補助額 Ⅳ 4分の3補助(上限100万円)
- ※優秀賞に選ばれた事業1件に対し補助します。選ばれた事業は、空き家活用の優秀モデルとして市ホームページなどで公開します

申込方法 必要書類(政策創造課または市ホームページにありません)に必要事項を記入の上、郵送または直接政策創造課(〒377-8501・石原80)へ

申込期限 7月15日(木)

※随時相談も受け付けています

児童手当の現況届は 6月中に提出してください

6月以降も児童手当を受給するためには、手続きが必要ですが、現在児童手当を受給している人は、現況届を提出してください。

現況届は、受給者の6月1日現在の児童養育状況や、前年所得額などを確認し、引き続き手当を支給できるか審査するものです。対象

者に6月上旬に現況届を郵送しますので、必要事項を記入し、期限までに同封の返信用封筒で返送するか、こども課または各行政センターへ持参してください。提出がない場合、6月以降の手当が受けられません。詳しくは、**本こども課(☎2415)**へ。

猫の去勢・不妊手術費用の一部を 補助します

動物病院で受ける猫の去勢・不妊手術費用の一部を補助します。

対象 次の①、②全てに該当する人

- ① 市内に住民登録があり、かつ居住している
- ② 市内で猫(営利を目的として飼育している猫を除く)を飼育管理しているまたは所有者の判明しない猫を責任を持って世話している

補助金額 Ⅳ 去勢 Ⅰ 1匹 3000円 Ⅱ 不妊 Ⅰ 1匹 5000円

※ただし、1年度につき、

1世帯3匹まで

申込方法 申請書兼実施報告書および請求書(環境政策課または市ホームページにあります)に必要事項を記入し、押印の上、領収書の原本を添えて、手術が完了した日から6カ月以内に郵送または直接環境政策課(〒377-8501・石原80)へ

※補助金の入金口座は、申請者名義のものに限ります

その他 予算額に達し次第、受け付けを終了します

詳しくは、**本環境政策課(☎22114)**へ。

令和3年度の自治会長105人を紹介します

地域づくりの中心となって、各自治会のまとめ役を担っていただき、今年度の自治会長を紹介します。本市では、地区ごとに自治会連合会が組織されています。

5月に「渋川市自治会連合会」の定時総会が書面により開催され、会長に中澤康光さん(渋川/大崎)が選出されました。詳しくは、市民協働推進課(☎22463)へ。

令和3年度自治会長一覧

(敬称略)

| 地区 | 自治会名 | 氏名 | 地区 | 自治会名 | 氏名 | 地区 | 自治会名 | 氏名 |
|---------|----------|--------|----------|----------|---------|------|---------|-------|
| 渋川地区 | 大崎自治会 | ○中澤 康光 | 渋川地区 | 行幸田第一自治会 | 都丸 博美 | 赤城地区 | 敷島自治会 | 都丸 進 |
| | 下郷自治会 | 関口 孝一 | | 行幸田第二自治会 | 伊藤 博康 | | 南雲第一自治会 | 兵藤 裕次 |
| | 東町自治会 | 南雲 孝雄 | | 本石原自治会 | 田島 等 | | 南雲第二自治会 | 茂木 真平 |
| | 新町自治会 | 西田 康一 | | 石原西自治会 | 金子 利巳 | | 南雲第三自治会 | 佐藤正太郎 |
| | 下之町自治会 | 山田 一夫 | | 中村自治会 | 石田 清志 | | みやま自治会 | 須田今朝男 |
| | 南町自治会 | 松村 正市 | | 石原田中自治会 | 生方 俊夫 | | 棚下自治会 | 藤川 博一 |
| | 長塚町自治会 | 津久井和仁 | 石段自治会 | 岸 権三郎 | 持柏木自治会 | | 狩野 良明 | |
| | 寄居町自治会 | 岸 富雄 | ときわ自治会 | 原崎三千久 | 溝呂木自治会 | | 狩野森の助 | |
| | 坂下町自治会 | 中澤 郁雄 | 雷之塚自治会 | 大澤 章 | 北上野自治会 | | 齋藤 康弘 | |
| | 辰巳町自治会 | 上原 邦夫 | そとの自治会 | 新保 雄 | 勝保沢自治会 | | 齊藤 正人 | |
| | 熊野町自治会 | 種村 隆 | 香東大日向自治会 | ○齋藤 忠則 | 見立自治会 | | 都丸 敬寿 | |
| | 並木町自治会 | 青山 省三 | コスモス自治会 | 林 昭夫 | 滝沢自治会 | | 櫻井 和文 | |
| | 中之町自治会 | 松岡 久登 | 湯中子自治会 | 新井 富夫 | 上三原田自治会 | | 狩野 洋治 | |
| | 上之町自治会 | 田邊 寛治 | 水沢自治会 | 椎名 春男 | 三原田自治会 | | ○平沢 孝雄 | |
| | 川原町自治会 | 伊藤 一郎 | 小野子東自治会 | ○角田 雅保 | 樽自治会 | | 須田 利夫 | |
| | 裏宿自治会 | 狩野 桂一 | 小野子西自治会 | 田村 幸夫 | 宮田自治会 | | 狩野 信一 | |
| | 元町自治会 | 柴田 澄男 | 村上東自治会 | 唐澤 文夫 | 栄自治会 | | 須田 春男 | |
| 御蔭自治会 | 沖村 健司 | 村上西自治会 | 吉井 浩 | 三原田団地自治会 | 小林 昭二 | | | |
| 渋川地区 | 入沢町自治会 | 角田 恕 | 伊香保地区 | 上白井上組自治会 | 飯塚 康雄 | 北橋地区 | 八崎第一自治会 | 須田 亘一 |
| | 上郷自治会 | 上村 彰 | | 上白井中組自治会 | 須田 忠男 | | 八崎第二自治会 | 都丸 正 |
| | 藤ノ木自治会 | 根木 強平 | | 子籠自治会 | ○木暮 久利 | | 八崎第三自治会 | 堀口 晶史 |
| | 明保野自治会 | 内海 文雄 | | 上中郷自治会 | 後藤 弘一 | | 分郷八崎自治会 | 會澤 政芳 |
| | 軽浜自治会 | 坂井 侑 | | 下中郷自治会 | 野村 文夫 | | 上小室自治会 | 萩原 良隆 |
| | 阿久津自治会 | 堀地 正明 | | 横堀自治会 | 小野 満 | | 下小室自治会 | 高橋 照男 |
| | 金井南町自治会 | 木村 行男 | 河原自治会 | 小菅 尉多 | 下南室自治会 | | 諸田 米一 | |
| | 金井本町自治会 | 小澤 征夫 | 北牧西自治会 | 佐藤 裕一 | 上南室自治会 | | 橋 清己 | |
| | 金井南牧自治会 | 清水 春雄 | 北牧東自治会 | 大前 利明 | 上箱田自治会 | | 木嶋 政一 | |
| | 川島自治会 | 萩原 進 | 鯉沢自治会 | 高橋 尚弘 | 箱田自治会 | | ○富岡 武留 | |
| | 祖母島自治会 | 関川 講 | 吹屋自治会 | 後藤 峰雄 | 下箱田自治会 | | 飯田 誠二 | |
| | 上村自治会 | 福島 修二 | 吹屋原自治会 | 加藤 和子 | 真壁上自治会 | | 萩原 精一 | |
| | りんごの里自治会 | 中島 一彰 | 白井自治会 | 平形 博幸 | 真壁東自治会 | | 奈良 義典 | |
| | 国町自治会 | 山崎 安恵 | 赤城地区 | 津久田第一自治会 | 角田 重蔵 | | 真壁美保自治会 | 萩原 敏孝 |
| | 有馬自治会 | 一倉 保正 | | 津久田第二自治会 | 青木 義二 | | 真壁下自治会 | 柴崎 健一 |
| | 八木原自治会 | 青木 文男 | | 津久田第三自治会 | 須田 富雄 | | 赤城山自治会 | 狩野 勉 |
| | 半田南部自治会 | 志村 英治 | | 津久田第四自治会 | 狩野 敏明 | | | |
| 半田北部自治会 | 田島 泰造 | | | | | | | |

※○印は、各地区の連合会長

市の汚水処理事業への取り組みをお知らせします

令和3年度に実施する汚水処理事業の具体的な取り組みをお知らせします。

汚水処理事業の取り組み状況

市は、生活環境の向上を図り、汚水処理事業を推進しています。令和2年度末現在、本市の汚水処理人口普及率は、89・50%です。※汚水処理人口普及率とは、全人口に対する公共下水道、農業集落排水、個別排水、コミュニティプラントおよび合併処理浄化槽が利用できる人口の割合のことです。※全国平均91・7%（令和元年度）

令和3年度 下水道工事実施地区

▽金井地区 笠間稲荷神社周辺、前原団地周辺
▽有馬地区 高若寺周辺



新たな供用開始区域

令和2年度の公共下水道整備により、次の区域で下水道が使用できるようになりました。
▽金井地区 笠間稲荷神社周辺、軽浜団地内
▽有馬地区 高若寺周辺
▽半田地区 南渋川自動車教習所周辺
▽行幸田地区 有馬野球場西側、行幸田住宅団地
▽石原地区 豊秋団地周辺
※新たに公共下水道が使用できるようになった区域に住んでいる人は、速やかに排水設備の設置工事をして

ください。なお、排水設備の設置工事は、市の指定工事店で行う必要があります。必ず指定工事店へ依頼してください。

水洗便所改造資金 貸付制度

市は、水洗便所への改造工事費などに対して無利子の貸付(上限48万円)を行っています。貸付制度の利用を希望する場合は、工事開始前に申請が必要となりますので、業務課に連絡してください。



▲ホームページはこちら

受益者負担金について

今年度から新たに供用開始となった区域の土地所有者には、受益者負担金が賦課されます。6月上旬ごろに納付書を郵送しますので、期限内に納入してください。第1期分納期限 6月30日(水) 詳しくは、業務課(☎257143)へ。

令和3年度 市民環境大学を開催します

「わたしたちの暮らしって、もったいないかも」をテーマに、環境問題に対して、私たちにできることを考えます。ときとところ・内容 別表のとおり

対象 全5回に参加できる市内在住、在勤、在学の人
定員 30人(先着順)
申込方法 電話で環境政策課へ



| (別表) | 回 | とき | ところ | 内容 |
|------|---|-------------|---------------------|---|
| | 1 | 6月27日(日) | 中央公民館 | 『世界的問題！食品ロスってなに？？食べ物のムダをなくそう！』 【講師】堀部敦子さん(消費者庁消費者教育推進課食品ロス削減推進室) |
| | 2 | 8月22日(日) | | 『暑い夏を省エネで乗り切れ！すぐに実践できる涼夏づくり方！』 【講師】中島啓治さん・梅山さやかさん(県地球温暖化防止活動推進員) |
| | 3 | 10月10日(日) | | 『経済の再興のカギは「再利用」！？ Re-use(再利用)が経済を刺激する！』 【講師】森田稔さん(高崎経済大学地域政策学部准教授) |
| | 4 | 12月12日(日) | 渋川バイオマス研究所(旧上白井小学校) | 『「もったいない」から生まれるエネルギー「バイオマス」ってなに？？』 【講師】狩野隆弘さん(フォレストエナジー(株)) |
| | 5 | 令和4年2月6日(日) | 中央公民館 | 『ごみからエネルギーをつくる？ごみのリサイクル研究を覗こう』 【講師】野田玲治さん(群馬大学理工学部准教授) |

※午後1時に市役所本庁舎に集合し、マイクロバスで会場に向かいます

市有施設のネーミングライツパートナーを募集します

企業などへの広告の機会を拡大するとともに、市の新たな財源を確保することにより、地域経済の活性化および市民サービスの継続的な実施を図るため、市有施設のネーミングライツパートナーを募集します。

募集の内容や条件などの詳細は、市ホームページを確認してください。

対象施設 市民会館および市総合公園陸上競技場

募集期限 6月30日(水)



▲市民会館



▲市総合公園陸上競技場

申込方法 市ホームページから申込書をダウンロードし、郵送〒377-8550 1・石原80)または直接申し込んでください

申込み・問合せ先 ▽市民会館 政策創造課(☎22)23(96)

▽市総合公園陸上競技場 都市政策課(☎22)2073)

一般競争入札により車両をお売りします

不用となった普通乗用自動車1台を、一般競争入札によりお売りします。入札の参加を希望する人は、車両の状況および入札案内書(財務課または市ホームページにあり)を必ず確認の上、申し込んでください。

参加資格 市に住民登録している人または市内に本社か営業所を置き、事業活動を行う法人

入札日 7月5日(月)午前10時

ところ 市役所本庁舎西棟

対象車両 トヨタヴェルファイア(▽初度登録年月平成26年5月 ▽走行距離9万7318キロメートル ▽乗車定員7人 ▽最低売払価格5万1000円)

※最低売払価格には、消費税および地方消費税を含みません

車両公開場所 市役所本庁舎北側(申込期限まで公開)

入札保証金 免除

申込期限 6月18日(金)

申込方法 申込用紙(財務課)



▲入札対象車両

または市ホームページにあります)に必要事項を記入し、財務課へ持参(郵送不可) 詳しくは、本財務課(☎22)2150)へ。

収納確保のため令和2年度は592件の差し押さえを行いました

市税などは、地域の行政サービスを行うための重要な財源です。市では、市税等の滞納をなくすために、差し押さえなどの滞納処分を強化しています。

差し押さえと換価手続き

差し押さえは、裁判所の強制執行手続きによらず、市の判断で行うことができます。差し押さえ後も滞納者が納税しない場合、市は差し押さえた不動産の公売や生命保険の解約などを行い、滞納税額に充てる換価手続きをとります。

前年度の差し押さえと換価手続きの状況

令和2年度は、厳正な差

2390)へ。

詳しくは、本納税課(☎22)2390)へ。

やむを得ず納税できないときは納税課へ

指定された期限内に納税できないときは、まず納税課に相談してください。災害、病氣、破産など、やむを得ない理由があるときは、納税を猶予する場合があります。

令和2年度の差し押さえなどの実施状況

| 財産の種類 | 差押件数 | 換価件数 | 換価額 | |
|-------|--------|------|-------------|-------------|
| 債権 | 預貯金 | 483件 | 477件 | 32,006,726円 |
| | 所得税還付金 | 15件 | 16件 | 1,292,097円 |
| | 生命保険 | 57件 | 38件 | 7,859,415円 |
| | その他 | 25件 | 235件 | 25,313,460円 |
| 不動産 | 12件 | 1件 | 532,900円 | |
| 動産 | 0件 | 0件 | 0円 | |
| 合計 | 592件 | 767件 | 67,004,598円 | |

※換価手続きを行ったものについては、過年度に差し押さえをしたものも含まれています